

近年の商標施策について

特許庁 審査業務部 商標課長 **根岸 克弘**



要 約

今年は、1885年4月18日に「専売特許条例」が公布されてから140周年となる年である。「商標」についてみると、最初の商標法である「商標条例」が1884年6月7日に制定されているため、一足先に、150周年に向けてスタートを切った年と位置付けられる。この節目となる年において、最近の約10年を振り返り、1年ずつに焦点を当て、商標制度・運用の見直しや検討、商標に関する施策等、特許庁の取組を筆者の視点で紹介する。また、本年6月に開催された第12回商標制度小委員会にて報告された商標審査の現状についても紹介する。商標が時代とともに捉え方が変化するものであることを踏まえ、2034年・2035年の制度150周年も見据えて長期的視点から時間をかけて準備すべき課題と、ビジネス環境の変化に応じて迅速な対応が必要な課題とを見極める一助としたい。

目次

1. はじめに
2. 近年の商標施策について
3. 商標施策の現状について
4. おわりに

1. はじめに

今年は、1885年（明治18年）4月18日に「専売特許条例」が公布されてから140周年となる年である。「商標」についてみると、最初の商標法である「商標条例」が1884年（明治17年）6月7日に制定されているため⁽¹⁾、一足先に、150周年に向けてスタートを切った年と位置付けられる。このような節目の年において、商標施策に関して紹介できる大変貴重な機会をいただいた。

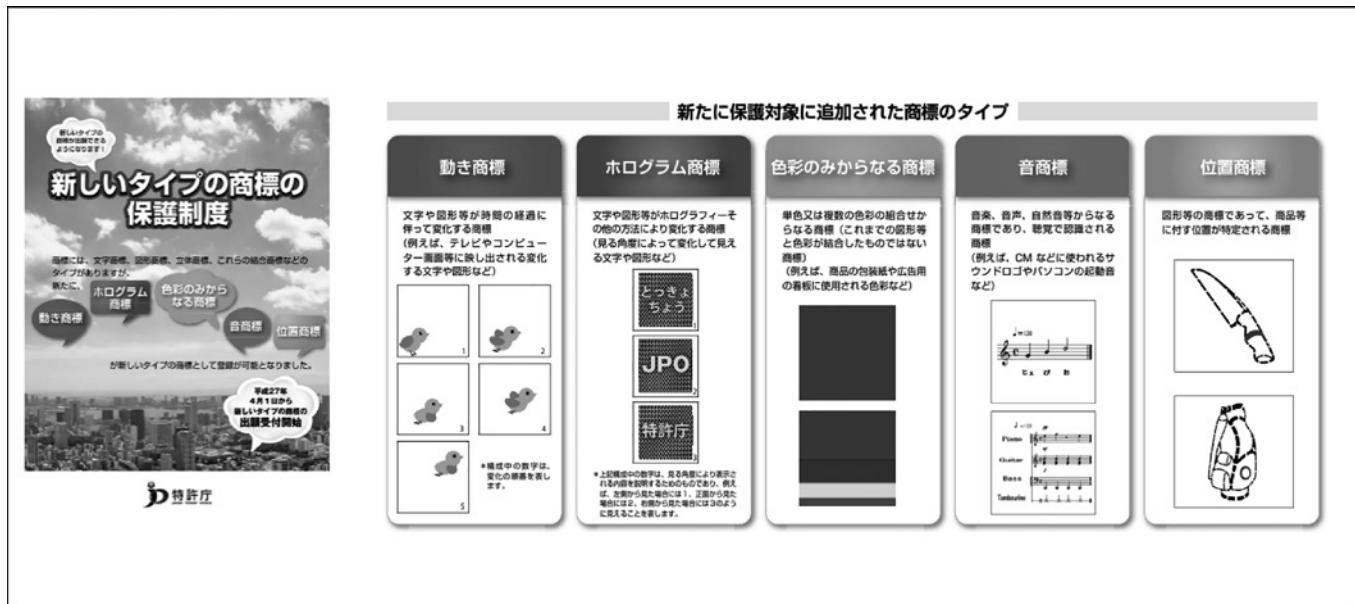
前述のとおり、本年は「産業財産権制度」として140周年ということから、統計、制度、施策等のカテゴリーで近年を振り返る情報発信は他でもあると考える。そこで、本著では、最近の約10年において商標制度の検討、施策の企画立案、運用の実施、商標審査に係る組織運営等に関連する部署に多くの期間在籍していた筆者の視点で、対外的にはあまり目立たない性質の施策や運用なども含めて、1年ずつに焦点を当てて「商標」に関する特許庁の取組を紹介してみたい。

2. 近年の商標施策について

2. 1 2015年（平成27年）

約10年前となる2015年は、マイナンバー制度がスタートし、東京と金沢を結ぶ北陸新幹線が開業、また、外国人観光客の「爆買い」などが話題になっていた年である。

この年の4月に「新しいタイプの商標の保護制度」が施行されている（図1）⁽²⁾。同制度は、2008年（平成20年）に設置された「新しいタイプの商標に関する検討ワーキンググループ」での検討を経て、2012年（平成24年）を中心に「商標制度小委員会」で集中的に審議された後、2014年（平成26年）に改正法が成立・公布、その後、「商標審査基準ワーキンググループ」において8回に渡って検討し、審査運用を策定して⁽³⁾、上記施行に至ったもので

図1 新しいタイプの商標制度導入時のパンフレット（抜粋）⁽²⁾

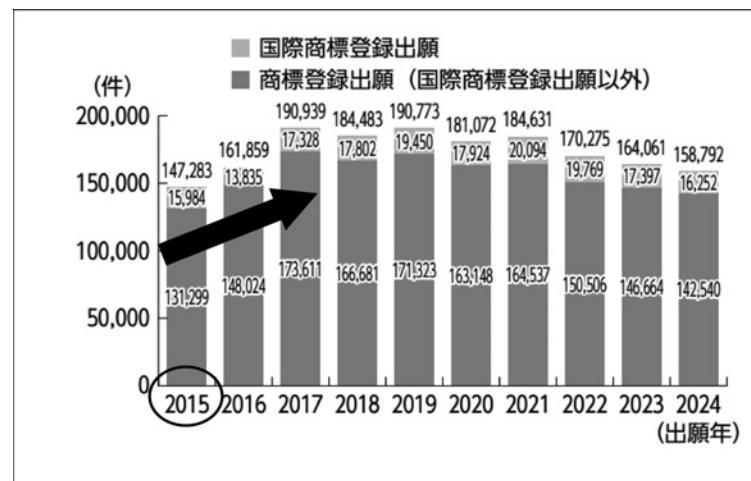
ある。

また、この年は、2006年（平成18年）に導入された「地域団体商標制度」が10年目を迎えた年にあたる。同制度は、平成26年法改正により、商工会、商工会議所、NPOが登録主体に追加されたところ、2015年は、追加された団体を主体とする地域団体商標が初めて登録された年でもある⁽⁴⁾。

これら平成26年の商標法改正については、筆者も改正を検討する部署に在籍していたが、改正の規模、検討期間、検討に関わった者の多さ、審査への影響など、平成8年の商標法改正（立体商標の導入等）、平成17年改正（地域団体商標）・18年改正（小売等役務ほか）と並ぶ大規模な制度改正という実感がある。近年の商標法はおおよそ10年弱ごとに審査への影響も大きいメジャーアップデートをしていると考えると、後述の令和5年法改正も相応する規模ではないかと考える。前述の商標審査基準ワーキンググループは、平成24年に設立・初開催されているが、審査運用の検討が極めて重要だった「新しいタイプの商標」の導入も見越して新設されたともいえる。

この年、日米欧中韓の商標五序（TM5）の関係では、日本がリードする「悪意の商標出願プロジェクト」の一環として、有名な地名やブランドなどの商標が海外において無関係な第三者により無断で商標出願・登録される、いわゆる「悪意の商標出願」に対応するための各国の制度・運用に関する報告書を取りまとめて、日本において公開した⁽⁵⁾。

なお、商標登録出願の全体の件数をみると、この年（2015年）は15万件に満たなかった出願が、2年後の2017年には19万件を超えるほど急増し、その後も高い水準で推移することになる（図2）。

図2 特許行政年次報告書2025年版⁽⁶⁾より抜粋（矢印等を追記）

2. 2 2016年（平成28年）

2016年は、リオ五輪が開催されて日本が過去最多のメダルラッシュに沸き、位置情報ゲームアプリなどが注目を集めた年である。

この年から2年かけて、「商標審査基準」全体について、商取引を取り巻く環境の変化やユーザーニーズ、裁判例などの動向をふまえた内容面の観点及び構成全体の整理や用語統一等の構成面の観点から改訂を実施した⁽⁷⁾。商標審査基準は、1971年（昭和46年）に初版が発行されて以来、部分的には改訂が重ねられてきたが、全体の見直しは初めてのことであった。前述の新しいタイプの商標に係る審査基準の検討に続き、商標審査基準ワーキンググループで集中的に検討（2年間で14回開催）し、商標法第3条を中心に改訂した商標審査基準〔改訂第12版〕（2016年4月以降の審査に適用）、同法第4条を中心に改訂した同基準〔改訂第13版〕（2017年4月以降の審査に適用）を公表した⁽⁸⁾。

なお、日本が「商標法に関するシンガポール条約」（各国で異なる商標登録出願等に関する手続の統一化及び簡素化を目的とし、出願人の利便性向上及び負担軽減を図る条約）に加入した年であり⁽⁹⁾、商標の設定登録料等の引き下げが行われた年でもある⁽¹⁰⁾。

2. 3 2017年（平成29年）

SNSによる情報発信がさらに活性化して、「インスタ映え」という言葉も流行していた年であり、天皇の退位等に関する皇室典範特例法が制定されて、その施行日が2019年4月30日と定められたのもこの年である。

特許庁では、商標調査におけるAIの活用可能性について実証事業を開始した年であり、この年から商標審査の品質向上に資するよう継続的に実証事業、試行運用を行っている⁽¹¹⁾。また、TM5の悪意の商標出願プロジェクトの一環として、各国・地域における審決・判決例を掲載した事例集を作成している。

新しいタイプの商標については、導入初期に特定の審査官でチームを組んで、均質性と予見可能性を担保した判断となるよう審査を進めていたところ、この年、「音楽的要素のみからなる商標」⁽¹²⁾、「色彩のみからなる商標」（図3）⁽¹³⁾を初めて登録している。

なお、商品・役務（分類）に関する統一的な資料整備として、この年の出願に適用される「類似商品・役務審査基準〔国際分類第11-2017版対応〕」において、国際分類表に掲載の商品又は役務を参考表示として掲載する取組を開始した。

| 今回、登録を認める旨の判断をした色彩のみからなる商標 | | | |
|----------------------------|------------|--|--|
| 出願人 | 出願番号 | 商標 | 区分／指定商品・役務 |
| トンボ鉛筆 | 2015-29914 |   | 16類／消しゴム |
| セブン-イレブン ・ジャパン | 2015-30037 |  | 35類／身の回り品・飲食料品・酒類・台所用品・清掃用具及び洗濯用具・薬剤及び医療補助品・化粧品・歯磨き及びせっけん類の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供他 |

図3 経済産業省ニュースリリース「色彩のみからなる商標について初の登録を行います」⁽¹³⁾の別紙より抜粋

2. 4 2018年（平成30年）

平昌五輪のカーリング代表チームの活躍により、北海道の方言「そだねー」が流行した年である。

特許庁では、地域ブランドの保護による更なる地域活性化に資するよう、「地域団体商標マーク」⁽¹⁴⁾を策定し、また、地元の学生が地域団体商標権者等への取材を通じて知り得た地域ブランドの商品やサービスの魅力をSNS上で発信するとともに、今後の商品展開やビジネスアイデア、PR方策等を競い合うコンテスト「地域ブランド総選挙」を地域ごとに初めて開催した。

他方、商標登録出願件数の増加や新しいタイプの商標の導入初期の審査処理などにより、出願から審査結果の通知までの審査期間の延伸が顕著になり、ファストトラック審査の運用を試験導入した年でもある⁽¹⁵⁾。

なお、平成30年法改正により、商標における分割出願の要件強化が手当されており⁽¹⁶⁾、また、商標審査基準ワーキンググループにおいては、「元号」に関する商標や識別力に関する基準の明確化が検討された⁽¹⁷⁾。

2. 5 2019年（平成31年・令和1年）

「平成」の最後の年であり、「令和」の時代が始まった年である。

元号に関する商標については、前述のとおり審査運用を明確にし、公表している。令和元年法改正では、商標法について、公益著名商標に係る通常使用権の許諾制限を撤廃している⁽¹⁸⁾。

TM5については、年次会合を日本（千葉県浦安市舞浜）で開催し、悪意の商標出願について、拡充版の事例集⁽¹⁹⁾を発表し、これに関する各府の制度を漫画で紹介することなどの合意を得た（図4）⁽²⁰⁾。

また、J-PlatPat（特許情報プラットフォーム）において、審査段階・審判段階の書類内容を照会する機能の提供が開始された年でもあり、審査官が通知した拒絶理由や査定の具体的な内容、出願人が提出した意見書の内容等をインターネットにより誰でも簡単に参照することができる環境が整備された。

この年に開催された商標審査基準ワーキンググループでは、店舗の外観・内装を含めた立体商標の審査運用が検討され、翌2020年に改訂された商標審査基準〔改訂第15版〕において、多くの事例が追加された⁽²¹⁾。また、中小企業の事例を中心にして、ビジネスにおける商標の活用方法や権利化に関するメリット等を紹介した「事例から学ぶ 商標活用ガイド」を公開した⁽²²⁾。

他方、審査期間が急速に延伸していく状況を踏まえ、2023年3月までに審査期間を短縮する政府目標を掲げ、各種対策の検討、実施を開始し、商標で初の任期付審査官（補）の公募も実施している。しかしながら、この年（2019年）の12月から新型コロナウイルスの感染が拡大していくことになる。

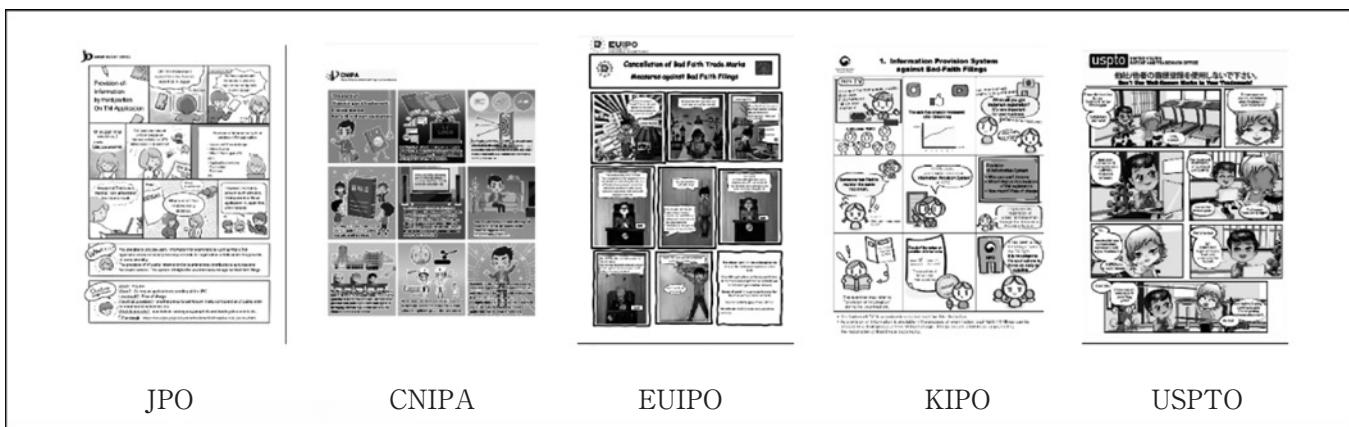


図4 悪意の商標出願に関するマンガによる啓発資料（2021年）⁽²⁰⁾より抜粋

2. 6 2020年（令和2年）

新型コロナウイルスの感染が世界的に拡大し、3月には全国の学校が臨時休校となり、4月には緊急事態宣言が発出されるなど、「コロナ禍」といわれる状況の中、東京五輪が翌年に延期され、衛生マスクが品薄になり、特殊な状況から生まれた様々な言葉（例えば「3密」等）が使われた年でもある。

特許庁では、審査官が本格的にテレワークで業務をおこなえる環境を急ピッチで整備・拡充し、コロナ禍において

近年の商標施策について

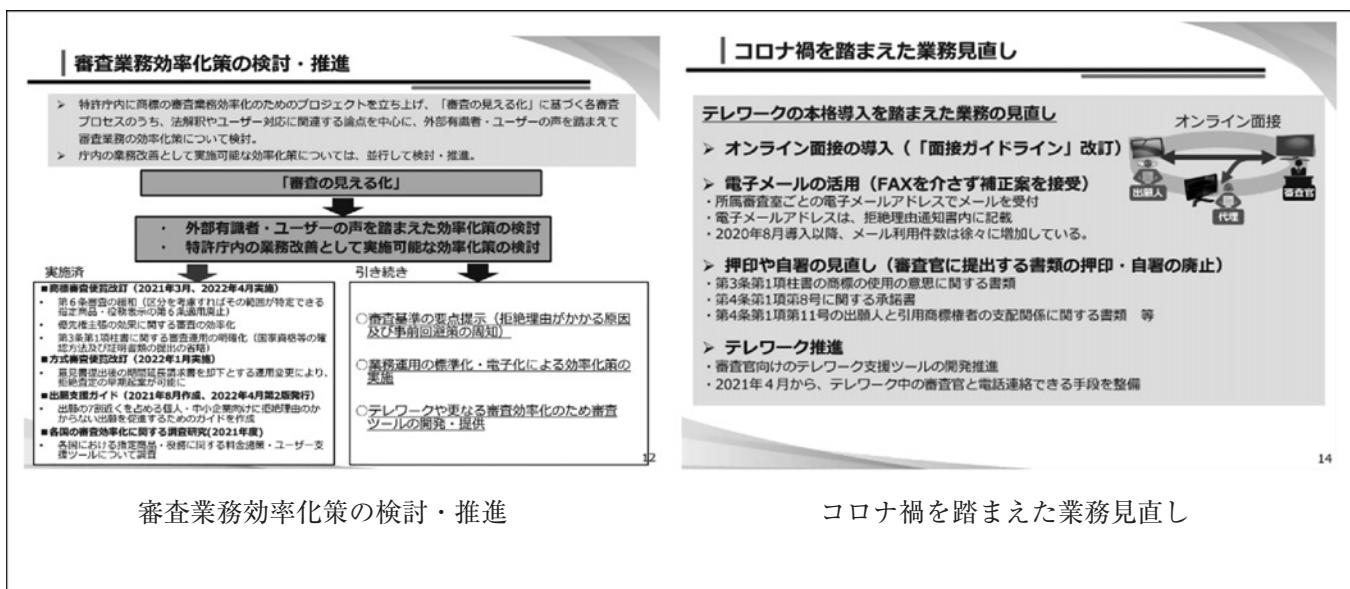
てなお審査業務の効率化を検討し、審査期間の短縮に向けた様々な取組を行った。

商標審査のためのテレワークシステムは、アジャイル開発手法（小規模な機能ごとに開発サイクルを繰り返す、開発速度・柔軟性に優れた開発手法）を用いたシステム開発を行っており、緊急事態宣言が発出される直前の2020年3月には、特許庁システム本体との連携が一部機能で可能となったことで、テレワークにおける審査業務の効率化が加速した。その後も改良を重ねることで、コロナ禍における審査業務の停滞を防ぎ、更なる審査の効率化を後押しし、在宅勤務や審査室のフリーアドレス化（2023年5月より商標の全審査室で実施）を含む新しい働き方に必要不可欠なシステムとなっている。

また、同年4月に初めて採用した任期付職員を含む新規採用の審査官補については、入庁直後の緊急事態宣言により登庁することができなくなったため、リモート環境を通じて審査のための研修や上記テレワークシステムも活用したOJTを実施し、必要な審査体制を確保するよう取り組んだ。

さらに、コロナ禍においても審査期間の延伸を防ぎ、短縮に向かわせるという重要課題に対応するため、特許庁内に商標の審査業務効率化のためのプロジェクトを立ち上げた。「審査の見える化」に基づく各審査プロセスのうち、法解釈やユーザー対応に関する論点を中心に、外部有識者・ユーザーの声を踏まえて審査業務の効率化策について検討するとともに、庁内の業務改善として実施可能な効率化策については、並行して検討・推進していった（図5）。商標制度の見直しについても検討を停滞させることがないよう、商標制度小委員会をリモートと対面ハイブリッドで開催し、翌年の法案提出に繋げている。

なお、2018年に立ち上げた「特許庁デザイン経営プロジェクト」のチーム⁽²³⁾により「商標権はビジネスの基本」「商標権を知らずにビジネスをすることは経営上の大きなリスク」というメッセージを届けることを目指し、「商標拳～ビジネスを守る奥義～」動画及び特設サイトが公開された⁽²⁴⁾。



審査業務効率化策の検討・推進

14

コロナ禍を踏まえた業務見直し

図5 第9回商標制度小委員会 資料1⁽²⁹⁾より抜粋

2. 7 2021年（令和3年）

2021年もコロナ禍の解消には至らず、1年延期されていた東京五輪が無観客で開催されるなど、未だ世界中の人々の生活に大きな影響を与えていた。

商標に関しては、諸外国において、近年の商標出願件数の増加がピークといえる年となった（図6）。2021年までの増加要因としては、コロナ禍を契機に一時的に出願が増加した分野の影響などが考えられる。

日本においては、延伸していた審査期間を短縮するための各種取組の効果も得て、適正な審査期間に向かい始めた年である（図7）が、拒絶されない商標出願をするためのポイントを分かりやすく解説する「出願支援ガイド」⁽²⁵⁾を発行し、審査負担の軽減をするなど、引き続き適正な審査期間に向けた取組を続けている。

また、前年から検討していた令和3年法改正により、コロナ禍において一部の国等で郵便受付が停止されたこと

等踏まえ、国際商標登録出願の登録査定の臍本の送達方法の電子化や、海外からの模倣品流入に対応するため商標法と意匠法の改正を行った⁽²⁶⁾。

AIの活用については、図形先行商標調査ツール（いわゆる「イメージサーチ」）の精度を向上させるため、特許庁で初めてAIコンペティション⁽²⁷⁾を実施し、上位入賞者の予測モデルを搭載した審査ツールを翌2022年から審査官に試行提供した。また、地域団体商標に関しては、「全国地域ブランド総選挙」を開催し、決勝戦では、各チームが、今後の商品展開やビジネスアイデア、PR方策等について、プレゼンテーションを実施し、審査委員による審査と一般視聴者による投票によって最優秀賞を始めとする各賞が決定された⁽²⁸⁾。

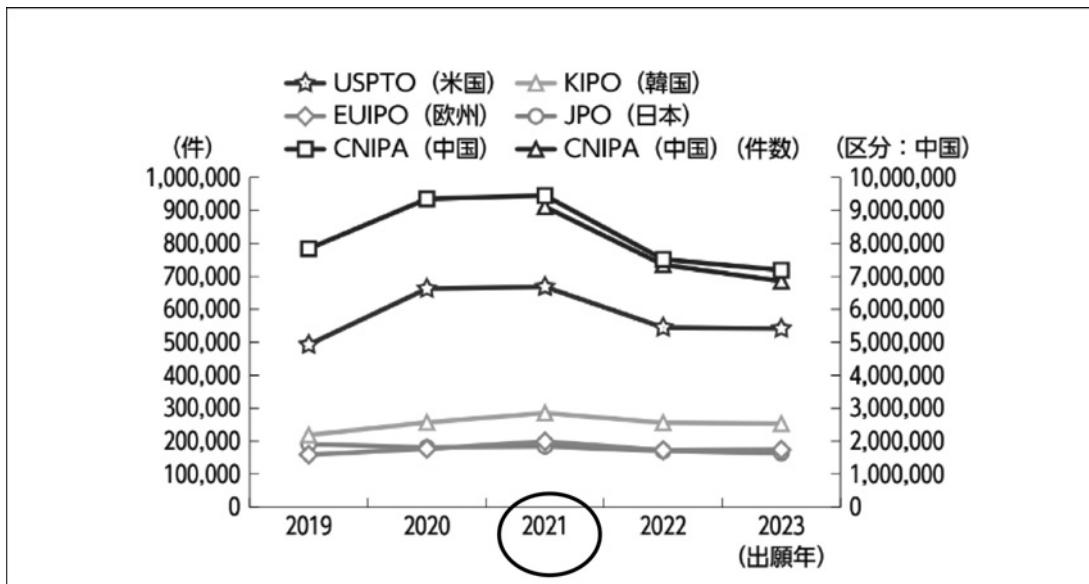


図6 日米欧中韓の各知財庁への商標出願件数（区分数）の推移 特許行政年次報告書2025年版⁽⁶⁾より抜粋（丸囲いを追記）

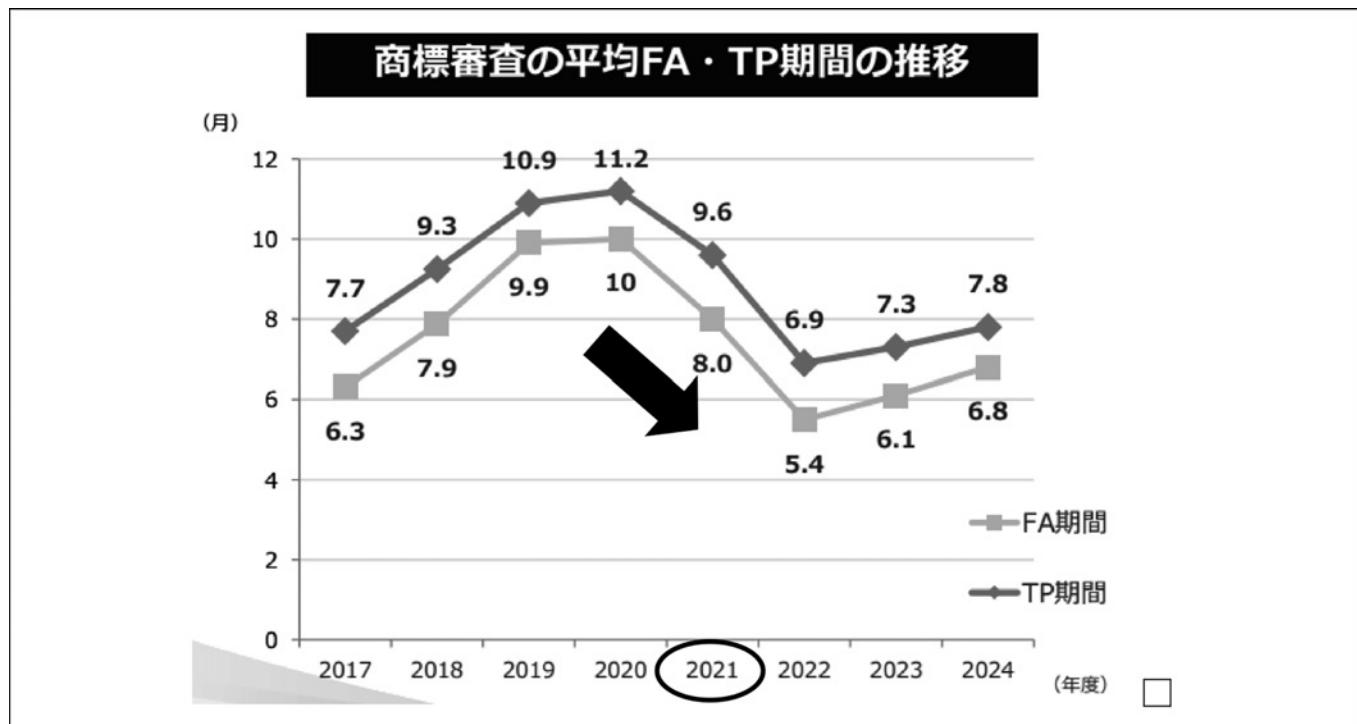


図7 第12回商標制度小委員会 資料1⁽⁴³⁾より抜粋（矢印等は追記）

2. 8 2022年（令和4年）

「二刀流」の大谷翔平選手がMLBで103年ぶりとなる2桁（15）勝利、2桁（34）本塁打を記録し、サッカー

W杯では日本が16強入り、「三苫の1ミリ」が世界中のサッカーファンの話題となった年である。

この年から、商標審査における外部リソースの更なる活用として、商標の拒絶理由横断調査事業を開始した。この事業は、2019年から2021年の3年間において行われた、商標における民間調査者の活用可能性実証事業において確立された事業実施体制・調査手法等をベースにしたものである。そして、その他の審査業務効率化のための各種取組⁽²⁹⁾ともあわせて、審査処理件数の向上を図った結果、2023年3月に政府目標となっていた審査期間短縮を達成した。

一方で、商標登録出願の件数については、諸外国も含め、前年（2021年）と比較して減少しており、以降、概ね減少又は横ばいで推移し、国・地域によっては微増等の傾向が確認できるが、現時点においても2019年までのよう大幅な増加という兆候は見当たらない。

制度面では、この年の4月に立ち上げた「特許庁政策推進懇談会」のとりまとめ⁽³⁰⁾で提言された商標制度の課題について、同年開催の商標制度小委員会で議論が行われた（後述）。

なお、マドリッド制度による国際出願（国際商標出願）において、Madrid e-Filingによるオンライン出願を可能とした年⁽³¹⁾、TM5において日本がリードしている悪意の商標出願プロジェクトの取組として、更新版の報告書⁽³²⁾を作成し、インドネシア知財庁向けのセミナーを実施した年、商標の設定登録料等の引き上げが行われた年でもある⁽³³⁾。

2. 9 2023年（令和5年）

新型コロナウイルスが季節性インフルエンザと同じ5類となり、コロナ禍における緊急事態宣言が解消されて、観光地には訪日客が急増、また、生成AIの性能が益々向上し、一般にも高い関心を集め始めた年でもある。

この年、商標制度小委員会の報告書⁽³⁴⁾を踏まえ、「他人の氏名を含む商標の登録要件緩和」と「コンセント制度」を含む法案が成立した（令和5年法改正）。いずれも新しいタイプの商標の保護制度導入以来となる審査実務への影響が極めて大きい改正であり、同年（2023年）7月から6回にわたって開催された商標審査基準ワーキンググループにより検討を重ね、翌2024年4月の施行までに審査運用が策定された⁽³⁵⁾。

また、審査期間の延伸が解消されたことにより、2018年から試行運用していたファストトラック審査を休止し、早期の審査判断をするものは早期審査を活用するよう整理した。商標調査におけるAIの新たな活用可能性としては、「先行文字商標調査」の実証事業を実施した（図8）。特許庁デザイン経営プロジェクトにおいて、メディア「わたしのStoryMark」を創設し、中小企業における名前（ネーミング）に込められた想いのストーリーの紹介（図9）や「ネーミングワークショップ」の取組を開始した⁽³⁶⁾。

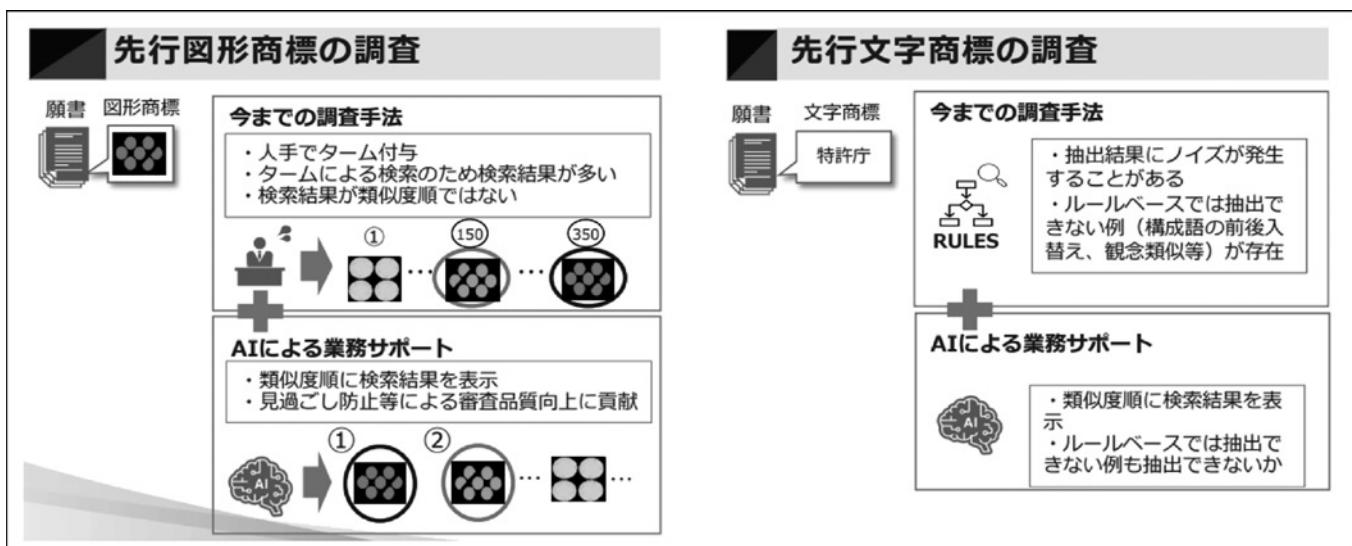


図8 AIを利用した商標調査 第12回商標制度小委員会 資料1⁽⁴³⁾より抜粋



図9 「わたしの StoryMark」のインタビュー記事（2025年6月末掲載分まで）「わたしの StoryMark」～名前に込められた想いのストーリーを紹介するメディア～⁽³⁶⁾より抜粋して修正

2. 10 2024年（令和6年）

2024年は昨年のことなので、パリ五輪の開催など記憶に新しいところである。

前述のとおり、1884年6月7日の「商標条例」制定から数えると商標制度140周年となる年であった。この節目となる年に「他人の氏名を含む商標」の登録要件緩和と「コンセント制度」の導入という審査実務に影響する2つの大きな改正が施行された。

また、仮想空間上で商品等の形状を表示するためのデジタルデータに使用する商標等について、国際的な議論やユーザーニーズを踏まえ、採択可能な商品・役務表示等に関するガイドラインを策定し、公表した⁽³⁷⁾。

TM5については、年次会合を日本（神奈川県足柄下郡箱根町）で開催し、15の協力プロジェクトと1つの新規提案プロジェクトについての成果等を確認した⁽³⁸⁾。

商標の活用に関する普及啓発のため、2019年に公開した活用事例集の内容を刷新し、商標を取っていなかったがために起きたことなどの失敗事例も紹介した「事例から学ぶ 商標活用ガイド2024」を公表した⁽³⁹⁾。

3. 商標施策の現状について（2025年（令和7年））

前述のとおり、2025年は産業財産権制度140周年記念の年であり、4月18日には、石破内閣総理大臣による「内閣総理大臣感謝状」贈呈式、及び令和7年度「知財功労賞」表彰式が行われたところである⁽⁴⁰⁾。そして、開催中の大阪・関西万博においては、特許庁も「明日を変える知財のチカラ～想いを届ける、世界をよくする～」をテーマとして、10月2日から10日にかけて出展を予定している⁽⁴¹⁾（図10）。

本稿執筆中の6月13日に開催された第12回商標制度小委員会⁽⁴²⁾において、「商標審査の現状」⁽⁴³⁾を報告したので、ここで概要を紹介したい。



図 10 石破内閣総理大臣による感謝状贈呈（左）⁽⁴⁰⁾、大阪・関西万博出展（右）⁽⁴¹⁾

3. 1 商標出願、審査期間

出願件数は、2022年以降は全体として減少傾向にあり、足元では緩和しつつあるものの、現時点では増加傾向とはいえない状況である。国内ユーザーの出願が減少した要因として、コロナ禍などの社会情勢の変化や市場の変化を契機に、企業の事業戦略見直し・コスト削減・予算削減等が進められ、「新規ブランドの立ち上げの減少」や「出願商標の厳選」が進んだことが考えられる。今後、潜在ユーザーへの普及啓発として、出願件数の減少の要因分析とともに、活用を促す効果的な制度周知策（や運用等の在り方）を検討するための調査も行う予定である。

審査期間については、FA期間（一次審査通知までの審査期間）が早すぎた場合と遅すぎた場合のそれぞれの弊害を踏まえ、出願から6~7月程度を適正な期間とし、ライフサイクルの短い商品・役務など、より早期の審査を望むユーザーには「早期審査」の利用を推奨している。2024年度においては適正な審査期間を維持できており、今後も審査の質の維持・向上⁽⁴⁴⁾とともに、適正な審査期間を堅持すべく、審査業務の効率化と審査体制の充実を図っていく。また、審査の品質向上を図るため、引き続きAI技術の活用可能性も検証・試行し、2025年度は「国際商標登録出願の指定商品・役務調査」について、AI技術の活用可能性の実証事業を実施予定である。

3. 2 制度の運用

令和5年改正による「他人の氏名を含む商標」と「コンセント制度」の適用を求める商標の審査が開始され、前者については、2024年末頃から審査結果が通知されているところ、改正前には登録されなかった「他人の氏名を含む商標」について、改正後に提出があって登録された例を複数把握している。

本年4月には、コンセント制度を適用した初の登録が行われており、当該登録は商標公報等で確認でき、J-PlatPatにおいて容易に検索することも可能となっている。

新しいタイプの商標は、2024年12月までの10年弱で、約2,290件の出願があり、約780件が設定登録を受けている。

地域団体商標は、制度運用20年目に入り、約780件（2025年4月時点）が登録されている。また、2025年2月28日から3日間、地域団体商標権者を出店者とする初めての物販イベントを東京駅で実施するなど⁽⁴⁵⁾、制度の更なる普及に努めている。

なお、同小委員会（第12回商標制度小委員会）では、「商標制度に関する検討課題について」の議題において、「インターネット上の国境をまたいだ商標の使用」、「仮想空間における商標の保護」、「生成AI技術の発達を踏まえた商標制度上の整理」が審議された⁽⁴⁶⁾。

4. おわりに

商標は生き物であり、その時々の商品・サービス分野の取引の実情、社会情勢、芸能・スポーツ・ファッショング・サブカルチャーも含めた流行やトレンド、一般に話題になっている様々な事柄などにより捉え方が変化するものと考えており、本著では、年ごとの出来事の一部を付して、商標制度の見直しや検討、商標に関する施策や運用等を筆者の視点で紹介した。具体的な説明まで及ばず、また、紹介できなかった施策等も多くあると考えるが、可能な限り特許庁ホームページにおける掲載場所を脚注としたので、本文を目次として関心があれば参照されたい。

また、本著で紹介した各種施策等は、特許庁商標課・商標審査に係る部署のみではなく、特許庁・経済産業省等の関係部署と一緒に取り組んだものである。商標制度小委員会や商標審査基準ワーキンググループの委員を始め、特許庁外の有識者の検討、ユーザーの方々の協力があってのものである。すべての関係者に感謝したい。なお、2015年以降の商標課長は、青木博文氏、佐藤淳氏、高野和行上席部門長（特許庁審判部）と引き継がれており、本著で紹介したそれぞれの局面での様々な課題に応じて商標施策を立案し、実施していたこと、この場を借りてお伝えしたい。

最後に、本年は、将来、2034年の商標制度150周年、2035年の産業財産権制度150周年を迎えて直近10年を振り返った場合、そのスタート地点になる年である。

ビジネス環境が大きく変化していく中、変化に応じて速やかに施策を検討・実施すべき課題、また、将来を見据えて、複数年かけて準備を進めるべき課題を見極める参考等として、本著が一助になることがあれば幸いである。そして、筆者自身にとっても、この節目となる年に再確認する貴重な機会をいただけたこと重ねて感謝する。

(注)注13を除き、2025年8月14日時点において特許庁ホームページに掲載されている情報

(1)産業財産権制度の歴史 「我が国では、「専売特許条例」が公布される前年の明治17年(1884年)6月7日に最初の商標法である「商標条例」が制定されました。以後特許法同様数次の改正が行われ、昭和34年の全部改正により現行商標法となりました。」

<https://www.jpo.go.jp/introduction/rekishi/seido-rekishi.html>

(2)新しいタイプの商標の保護制度に関するパンフレット（平成27年1月作成）

https://www.jpo.go.jp/system/trademark/gaiyo/newtype/document/new_shouhyou/pamphlet.pdf

(3)「商標審査基準〔改訂第11版〕」について（平成26年特許法等の一部改正対応等） 平成27年3月

https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/trademark/kijun-kaitei/11th_kaitei_h27.html

(4)地域団体商標登録案件一覧（都道府県で検索）「登録案件一覧リスト」をダウンロードすると、「小豆島オリーブオイル」（特定非営利活動法人小豆島オリーブ協会）、「氏家うどん」（氏家商工会）、「中津からあげ」（中津商工会議所）がそれぞれの団体の最初の登録であることが確認できる。

<https://www.jpo.go.jp/system/trademark/gaiyo/chidan/shoukai/ichiran/index.html>

(5)悪意の商標出願に関する報告書について

https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/tm5/bad_faith_report.html

(6)特許行政年次報告書2025年版

<https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2025/index.html>

(7)第1回商標制度小委員会 資料4（商標審査基準の見直しについて） 平成27年6月

https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/shohyo_shoi/document/01-shiryou/shiryou4.pdf

(8)商標審査基準〔改訂第12版〕について 平成28年3月

https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/trademark/kijun-kaitei/11th_kaitei_h28.html

商標審査基準〔改訂第13版〕について 平成29年3月

https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/trademark/kijun-kaitei/11th_kaitei_h29.html

(9)商標法に関するシンガポール条約（STLT）の概要 平成28年6月11日

https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/wipo/stlt_20160210.html

(10)平成27年特許法等改正に伴う料金改定（平成28年4月1日施行）のお知らせ 平成28年1月

https://www.jpo.go.jp/system/process/tesuryo/kaisei/fy27_ryoukinkaitei.html

(11)特許庁における人工知能（AI）技術の活用に向けたアクション・プラン（令和4～8年度版）について 令和4年5月30日

https://www.jpo.go.jp/system/laws/sesaku/ai_action_plan/ai_action_plan-fy2022.html

(12)音楽的要素のみからなる音商標について初の登録を行いました 平成29年9月26日

近年の商標施策について

<https://www.jpo.go.jp/system/trademark/gaiyo/newtype/otoshouhyou-hatsutouroku.html>

(13) 色彩のみからなる商標について初の登録を行います ※「国立国会図書館インターネット資料収集保存事業」のウェブサイトより参照
<https://warp.da.ndl.go.jp/collections/info:ndljp/pid/10341576/www.meti.go.jp/press/2016/03/20170301003/20170301003.html>

(14) 地域団体商標マーク～「地域の名物」の証です～

<https://www.jpo.go.jp/system/trademark/gaiyo/chidan/mark.html>

(15) ファストトラック審査

https://www.jpo.go.jp/system/trademark/shinsa/fast/shohyo_fast.html

(16) 商標登録出願の分割要件が強化されます 平成30年5月30日

https://www.jpo.go.jp/system/trademark/gaiyo/seidogaiyo/bunkatu_kyouka.html

(17) 元号に関する商標の取扱いについて 平成30年6月

https://www.jpo.go.jp/faq/yokuaru/trademark/gengou_atukai.html

(18) 公益著名商標に係る通常使用権の許諾が可能となります 令和元年5月17日

https://www.jpo.go.jp/system/trademark/gaiyo/seidogaiyo/koeki_chomei.html

(19) 拡充版「悪意の商標出願事例集」(英語) 2019年12月

<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/tm5/document/index/bad-faith-examples-2019.pdf>

(20) 悪意の商標出願に関するマンガによる啓発資料(英語)(2021年11月公表)

<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/tm5/document/index/bad-faith-manga-booklet.pdf>

(21) 商標審査基準〔改訂第15版〕について 令和2年3月

https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/trademark/kijun-kaitei/15th_kaitei_2019.html

(22) 商標の活用事例集「事例から学ぶ 商標活用ガイド」—ビジネスやるなら、商標だ！—(2019年版)

https://www.jpo.go.jp/support/example/trademark_guide2019.html

(23) 特許庁デザイン経営プロジェクト

https://www.jpo.go.jp/introduction/soshiki/design_keiei/index.html

(24) 「商標拳～ビジネスを守る奥義～」動画及び特設サイトを公開しました

https://www.jpo.go.jp/introduction/soshiki/design_keiei/shohyoken/index.html

(25) 出願支援ガイド「商標出願ってどうやるの？」

https://www.jpo.go.jp/system/trademark/gaiyo/seidogaiyo/shutugan_shien/index.html

(26) 海外からの模倣品流入への規制強化について

<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/mohohin/kisei.html>

(27) 「AI×商標：イメージサーチコンペティション」の開催 開催期間：2021年11月26日～2022年1月31日

https://www.jpo.go.jp/system/laws/sesaku/ai_action_plan/ai_action_plan-image.html

(28) 地域ブランド総選挙

<https://www.jpo.go.jp/system/trademark/gaiyo/chidan/sosenkyo/index.html>

(29) 第9回商標制度小委員会 資料1 スライド11・12(「商標の拒絶理由横断調査事業」・「審査業務効率化策の検討・推進」)

https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/shohyo_shoi/t_mark_paper09new.html

(30) 特許庁政策推進懇談会「知財活用促進に向けた知的財産制度の在り方～とりまとめ～」 令和4年6月 19～21頁(コンセント制度の導入)、22～25頁(地人の氏名を含む商標の登録要件緩和)

<https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/kenkyukai/kondankai/document/index/hokoku.pdf>

(31) Madrid e-Filingによる国際出願手続

https://www.jpo.go.jp/system/trademark/madrid/wipotouser/wipo_madrid_efiling.html

(32) 悪意の商標出願に対するTM5各府の法律と審査基準・実務に関する報告書

https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/tm5/document/index/jp_bad-faith-project_upgraded-report-00-05_full-version.pdf

(33) 令和3年特許法等改正に伴う料金改定のお知らせ(令和4年4月1日施行)

https://www.jpo.go.jp/system/process/tesuryo/kaisei/2022_ryokinkaitei.html#3-2

(34) 「商標を活用したブランド戦略展開に向けた商標制度の見直しについて」—産業構造審議会知的財産分科会商標制度小委員会— 令和5年3月

https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/shohyo_shoi/20230310_shohyo.html

(35) 令和5年法律改正関係>制度改正に関する説明・FAQ

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/kaisetu/2023/seidokaise-faq.html>

(36) 「わたしのStoryMark」～名前に込められた想いのストーリーを紹介するメディア～

https://www.jpo.go.jp/introduction/soshiki/design_keiei/storymark/index.html

(37) 仮想空間及び非代替性トークン（NFT）に関する指定商品・指定役務のガイドライン 令和6年3月29日（更新：令和7年1月6日）

https://www.jpo.go.jp/system/trademark/gaiyo/bunrui/kaso_nft_guideline.html

(38) 第13回商標五序（TM5）年次会合を開催しました 2024年12月25日

<https://www.jpo.go.jp/news/ugoki/202412/2024122501.html>

(39) 商標の活用事例集「事例から学ぶ 商標活用ガイド」—ビジネスやるなら、商標だ！—(2024年版)

https://www.jpo.go.jp/support/example/trademark_guide2024.html

(40) 産業財産権制度140周年記念「内閣総理大臣感謝状」贈呈式及び令和7年度「知財功労賞」表彰式を行いました 令和7年4月18日

https://www.jpo.go.jp/news/koho/tizai_koro/2025_tizai_kourou_siki.html

(41) 2025年大阪・関西万博特設サイト 特許庁は万博に出演します

<https://www.jpo.go.jp/news/expo2025/index.html>

(42) 第12回商標制度小委員会 議事次第・配布資料一覧 令和7年6月13日

https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/shohyo_shoi/t_mark_paper12new.html

(43) 第12回商標制度小委員会 資料1 「商標審査の現状」

https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/shohyo_shoi/document/t_mark_paper12new/01.pdf

(44) 令和6年度審査品質管理小委員会報告書 令和7年3月

https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/hinshitsu_shoi/document/2024houkokusho/hinshitsukanri_report_2024.pdf

(45) 魅力発見！地域ブランドフェスタを開催しました！ 開催日時 2025年2月28日～3月2日

<https://www.jpo.go.jp/system/trademark/gaiyo/chidan/brand-festa/index.html>

(46) 第12回商標制度小委員会 資料2 「商標制度に関する検討課題について」

https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/shohyo_shoi/document/t_mark_paper12new/02.pdf

（原稿受領 2025.7.11）